



福岡医発第54号(地)

平成22年4月8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

食事による栄養摂取量の基準の全部改正について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部健康増進課長より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡いたします。

本件は、食事による栄養摂取量の基準の全部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第86号）が、本日交付され、平成22年4月1日から適用することとされました。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりでありますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 改正の内容

- (1) 最新の研究結果等を踏まえた熱量及び各栄養素の摂取量の基準の変更について
前回の告示結果の策定以降に国内外の最新の学術論文等において明らかにされた最新の科学的根拠及び調査研究等の状況を踏まえ、別表第1～36に示すとおり、基準等を改めることとした。
- (2) 「上限量」の名称の変更について
食事による栄養摂取量の基準（平成21年厚生労働省告示第407号。以下「旧告示」という。）において用いられた「上限量」の表現について、この量を超えて摂取すると潜在的な健康障害のリスクが高まると考えられることを適切に表現するため、「耐容上限量」と改めることとした。
- (3) 熱量及びたんぱく質の摂取量の基準に係る年齢区分の追加について
旧告示において用いられてきた乳児後期（6～11か月）の区分について、成長に合わせてより詳細に設定できるよう、別表第1～3に示すとおり熱量及びたんぱく質において、6～8か月及び9～11か月の2区分を追加したものである。
- (4) 人工栄養児の摂取量の基準に係る変更について
旧告示において用いられた人工栄養児の摂取量の基準については、人工的に強化された栄養素も含めた摂取量であることから、目安量としての併記を削除したものである。

「公印省略」

2 1 健 第 5 1 8 9 号

平成 2 2 年 3 月 2 4 日

(社)福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長

食事による栄養摂取量の基準の全部改正について

このことについて、厚生労働省健康局長より、別添のとおり通知がありましたので、送付いたします。

問い合わせ先

福岡県保健医療介護部

健康増進課健康栄養係

電話：(092)643-3269

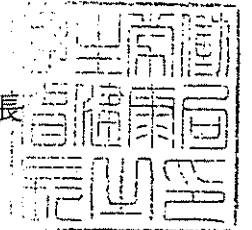




健発0318第2号
平成22年3月18日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省健康局長



食事による栄養摂取量の基準の全部改正について

食事による栄養摂取量の基準の全部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第86号。以下「告示」という。）（別添参照）が、本日公布され、平成22年4月1日から適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内関係方面への周知についてよろしく御配慮願いたい。

記

1 改正の趣旨

厚生労働省では、熱量及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）において定めることとしている栄養素に係る食事摂取基準を、「日本人の食事摂取基準（2005年版）」を基本に、厚生労働大臣告示として規定しているところである。

今般、「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書（2010年版）が策定され、平成22年4月1日から適用されることに伴い、当該告示を改正するものである。

2 改正の内容

（1）最新の研究結果等を踏まえた熱量及び各栄養素の摂取量の基準の変更について

前回の告示結果の策定以降に国内外の最新の学術論文等において明らかにされた最新の科学的根拠及び調査研究等の状況を踏まえ、別表第1～36に示すとおり、基準等を改めることとしたものである。

（2）「上限量」の名称の変更について

食事による栄養摂取量の基準（平成21年厚生労働省告示第407号。以下「旧告示」という。）において用いられていた「上限量」の表現について、この量を超えて摂取すると潜在的な健康障害のリスクが高まると考えられることを適切に表現するため、「耐容上限量」と改めることとしたものである。

(3) 熱量及びたんぱく質の摂取量の基準に係る年齢区分の追加について

旧告示において用いられていた乳児後期（6～~~11~~11か月）の区分について、成長に合わせてより詳細に設定できるよう、別表第1～3に示すとおり熱量及びたんぱく質において、6～8か月及び9～11か月の2区分を追加したものである。

(4) 人工栄養児の摂取量の基準に係る変更について

旧告示において用いられていた人工栄養児の摂取量の基準については、人工的に強化された栄養素も含めた摂取量であることから、目安量としての併記を削除したものである。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

○特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令
(経済産業・環境二)

(告示)

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件 (総務八七)

○特定事業者責任比率の一部を改正する件

(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

○再商品化義務総量の一部を改正する件 (同一)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同三)
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同四)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件(同五)
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同六)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件(同七)

○食事による栄養摂取量の基準の全部を改正する件(厚生労働八六)

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同八七)

○種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件(農林水産四五九)

○出願公表後に名称変更がなされた件(同四六〇)

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(同四六一)
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(経済産業・環境一)

(公告)

諸事項

裁判所

公示催告、破産、免責、再生関係特殊法人等

西日本高速道路株式会社工事一部完了、型式住宅部分等製造者の認証関係

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

三

三

三

二七

二六

二〇

元

四

三

三

〇厚生労働省告示第八十六号

健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第三十条の二第二項の規定に基づき、食事による栄養摂取量の基準(平成二十一年厚生労働省告示第四百七号)の全部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十二年三月十八日

食事による栄養摂取量の基準

厚生労働大臣 長 豊 昭

(目的)

第一条 この基準は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第十条第一項に規定する国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査(以下「国民健康・栄養調査等」という。)及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、国民がその健康の保持増進を図る上で、食事により摂取することが望ましい熱量及び栄養素の量に関する事項を定めることにより、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進することを目的とする。

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 基準身長 国民健康・栄養調査等における性別及び年齢階級ごとの身長の中央値をいう。
- 二 基準体重 国民健康・栄養調査等における性別及び年齢階級ごとの体重の中央値をいう。
- 三 基準体位 基準身長及び基準体重をいう。
- 四 推定エネルギー必要量 性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者について、その身体活動の程度に応じ、熱量の摂取不足又は過剰摂取による健康障害が生じる可能性が最も低くなると推定される一日当たりの熱量をいう。
- 五 推定平均必要量 性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者の半数について、一日当たりが必要とする栄養素の量を満たすと推定される栄養素の摂取量をいう。
- 六 推奨量 性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者の大多数について、一日当たりが必要とする栄養素の量を満たすと推定される栄養素の摂取量をいう。
- 七 目安量 性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者について、良好な栄養状態を維持するために十分であると推定される一日当たりの栄養素の摂取量をいう。
- 八 目標量 性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者について、生活習慣病の一次予防を目的として、目標とすべき一日当たりの栄養素の摂取量をいう。
- 九 耐容上限量 性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者について、過剰摂取による健康障害が生じる危険性が低いと推定される一日当たりの栄養素の摂取量の最大限の量をいう。

(基準体位)

第三条 基準体位は、別表第一のとおりとする。

(熱量の食事摂取基準)

第四条 推定エネルギー必要量は、別表第二のとおりとする。

(栄養素の食事摂取基準)

第五条 健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第十一条第一項各号並びに第二項第一号及び第三号に掲げる栄養素について、推定平均必要量、推奨量、目安量、目標量又は耐容上限量は、それぞれ別表第三から別表第三十六までのとおりとする。

別表第一 基準体位(第三条関係)

性別	男性		女性※	
	年齢	基準身長(cm)	基準体重(kg)	基準身長(cm)
	0～5(月)	61.5	6.4	60.0
	6～8(月)	69.7	8.5	68.1
				基準体重(kg)
				5.9
				7.8

9～11(月)	73.2	9.1	71.6	8.5
1～2(歳)	85.0	11.7	84.0	11.0
3～5(歳)	103.4	16.2	103.2	16.2
6～7(歳)	120.0	22.0	118.6	22.0
8～9(歳)	130.0	27.5	130.2	27.2
10～11(歳)	142.9	35.5	141.4	34.5
12～14(歳)	159.6	48.0	155.0	46.0
15～17(歳)	170.0	58.4	157.0	50.6
18～29(歳)	171.4	63.0	158.0	50.6
30～49(歳)	170.5	68.5	158.0	53.0
50～69(歳)	165.7	65.0	153.0	53.6
70以上(歳)	161.0	59.7	147.5	49.0

※ 妊婦を除く。

別表第二 熱量の食事摂取基準(推定エネルギー必要量(kcal/日))(第四条関係)

性別	年齢等	男性				女性			
		身体活動レベル※1				身体活動レベル※1			
		低い(Ⅰ)	普通(Ⅱ)	高い(Ⅲ)		低い(Ⅰ)	普通(Ⅱ)	高い(Ⅲ)	
	0～5(月)	—	550※2	—	—	—	500※2	—	—
	6～8(月)	—	650※2	—	—	—	600※2	—	—
	9～11(月)	—	700※2	—	—	—	650※2	—	—
	1～2(歳)	—	1,000	—	—	—	900	—	—
	3～5(歳)	—	1,300	—	—	—	1,250	—	—
	6～7(歳)	1,350	1,550	1,700	1,250	1,450	1,650	1,650	—
	8～9(歳)	1,600	1,800	2,050	1,500	1,700	1,900	1,900	—
	10～11(歳)	1,950	2,250	2,500	1,750	2,000	2,250	2,250	—
	12～14(歳)	2,200	2,500	2,750	2,000	2,250	2,500	2,500	—
	15～17(歳)	2,450	2,750	3,100	2,000	2,250	2,500	2,500	—
	18～29(歳)	2,250	2,650	3,000	1,700	1,950	2,250	2,250	—

年齢等	男性					女性				
	推奨平均 必要量	推奨量	目安量	推奨平均 必要量	推奨量	目安量	推奨平均 必要量	推奨量	目安量	目安量
0～5 (月)	—	—	10	—	—	10	—	—	—	—
6～8 (月)	—	—	15	—	—	15	—	—	—	—
9～11 (月)	—	—	25	—	—	25	—	—	—	—
1～2 (歳)	15	20	—	15	20	—	15	20	—	—
3～5 (歳)	20	25	—	20	25	—	20	25	—	—
6～7 (歳)	25	30	—	25	30	—	25	30	—	—
8～9 (歳)	30	40	—	30	40	—	30	40	—	—
10～11 (歳)	40	45	—	35	45	—	35	45	—	—
12～14 (歳)	45	60	—	45	55	—	45	55	—	—
15～17 (歳)	50	60	—	45	55	—	45	55	—	—
18～29 (歳)	50	60	—	40	50	—	40	50	—	—
30～49 (歳)	50	60	—	40	50	—	40	50	—	—
50～69 (歳)	50	60	—	40	50	—	40	50	—	—
70以上 (歳)	50	60	—	40	50	—	40	50	—	—

※1 1日のエネルギー消費量を1日当たりの基礎代謝量で除した指数
※2 乳児については、基準体重を基に算出した総エネルギー消費量にエネルギー消費量を加えたものを推奨エネルギー必要量としたものである。
(参考一) 身体活動レベル (男女共通)

年齢	身体活動レベル		
	低い(I)	普通(II)	高い(III)
1～2 (歳)	—	1.35	—
3～5 (歳)	—	1.45	—
6～7 (歳)	1.35	1.55	1.75
8～9 (歳)	1.40	1.60	1.80
10～11 (歳)	1.45	1.65	1.85
12～14 (歳)	1.45	1.65	1.85
15～17 (歳)	1.55	1.75	1.95
18～29 (歳)	1.50	1.75	2.00
30～49 (歳)	1.50	1.75	2.00
50～69 (歳)	1.50	1.75	2.00
70以上 (歳)	1.45	1.70	1.95

(参考二) 15歳から69歳までの者における身体活動レベルの活動内容

身体活動レベル	低い(I)	普通(II)	高い(III)
日常生活の内容	生活の大部分が座位で、静的な活動が中心	座位中心の仕事(職場内での移動、立位での作業等又は接客、通勤、買物、家事、軽いスポーツ等のいずれかを含む。)	移動若しくは立位での多い仕事又はスポーツ等楽観における習慣的な運動

別表第三 たんぱく質の食事摂取基準 (g/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性			女性		
		推奨平均 必要量	推奨量	目安量	推奨平均 必要量	推奨量	目安量
妊婦 (付加量)	初期						
	中期						
	末期						
授乳婦 (付加量)							

別表第四 n-6系脂肪酸の食事摂取基準 (第五条関係)

性別	年齢等	男性		女性	
		目安量 (g/日)	目標量 (%エネルギー) ※	目安量 (g/日)	目標量 (%エネルギー) ※
0～5 (月)	4	—	—	4	—
	5	—	—	5	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
1～2 (歳)	5	—	—	5	—
	—	—	—	—	—
3～5 (歳)	7	—	—	6	—
	8	—	—	7	—

8～9 (歳)	9	—	8	—
10～11 (歳)	10	—	9	—
12～14 (歳)	11	—	10	—
15～17 (歳)	13	—	11	—
18～29 (歳)	11	10未満	9	10未満
30～49 (歳)	10	10未満	9	10未満
50～69 (歳)	10	10未満	8	10未満
70以上 (歳)	8	10未満	7	10未満
妊婦 (付加量)	+1			
授乳婦 (付加量)	+0			

※ n～6系脂肪酸の総エネルギーに占める割合 (エネルギー比率) として策定したものである。
別表第五 n～3系脂肪酸の食事摂取基準 (g/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性		女性	
	目安量	目標量	目安量	目標量
0～5 (月)	0.9	—	0.9	—
6～11 (月)	0.9	—	0.9	—
1～2 (歳)	0.9	—	0.9	—
3～5 (歳)	1.2	—	1.2	—
6～7 (歳)	1.6	—	1.3	—
8～9 (歳)	1.7	—	1.5	—
10～11 (歳)	1.8	—	1.7	—
12～14 (歳)	2.1	—	2.1	—
15～17 (歳)	2.5	—	2.1	—
18～29 (歳)	—	2.1以上	—	1.8以上
30～49 (歳)	—	2.2以上	—	1.8以上
50～69 (歳)	—	2.4以上	—	2.1以上
70以上 (歳)	—	2.2以上	—	1.8以上
妊婦	1.9			
授乳婦	1.7			

別表第六 炭水化物の食事摂取基準 (%エネルギー) (第五条関係)

性別 年齢等	男性	女性
	目標量	目標量
0～5 (月)	—	—
6～11 (月)	—	—
1～2 (歳)	50以上70未満	50以上70未満
3～5 (歳)	50以上70未満	50以上70未満
6～7 (歳)	50以上70未満	50以上70未満
8～9 (歳)	50以上70未満	50以上70未満
10～11 (歳)	50以上70未満	50以上70未満
12～14 (歳)	50以上70未満	50以上70未満
15～17 (歳)	50以上70未満	50以上70未満
18～29 (歳)	50以上70未満	50以上70未満
30～49 (歳)	50以上70未満	50以上70未満
50～69 (歳)	50以上70未満	50以上70未満
70以上 (歳)	50以上70未満	50以上70未満
妊婦 (付加量)	—	
授乳婦 (付加量)	—	

(注) 炭水化物の総エネルギーに占める割合 (エネルギー比率) として策定したものである。アルコールに由来するエネルギーを含む。

別表第七 食物繊維の食事摂取基準 (g/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性	女性
	目標量	目標量
0～5 (月)	—	—
6～11 (月)	—	—
1～2 (歳)	—	—
3～5 (歳)	—	—
6～7 (歳)	—	—
8～9 (歳)	—	—
10～11 (歳)	—	—

12～14 (歳)	—	—
15～17 (歳)	—	—
18～29 (歳)	19以上	17以上
30～49 (歳)	19以上	17以上
50～69 (歳)	19以上	17以上
70以上 (歳)	19以上	17以上
妊婦 (付加量)	—	—
授乳婦 (付加量)	—	—

別表第八 ビタミンAの食事摂取基準 (μgRE/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性			女性		
	推定平均 必要量※1	推奨量※2	目安量※2	推定平均 必要量※1	推奨量※2	目安量※2
0～5 (月)	—	—	300	—	—	300
6～11 (月)	—	—	400	—	—	400
1～2 (歳)	300	400	600	250	350	600
3～5 (歳)	300	450	700	300	450	700
6～7 (歳)	300	450	900	300	400	900
8～9 (歳)	350	500	1,200	350	500	1,200
10～11 (歳)	450	600	1,500	400	550	1,500
12～14 (歳)	550	750	2,000	500	700	2,000
15～17 (歳)	650	900	2,500	450	650	2,500
18～29 (歳)	600	850	2,700	450	650	2,700
30～49 (歳)	600	850	2,700	500	700	2,700
50～69 (歳)	600	850	2,700	500	700	2,700
70以上 (歳)	550	800	2,700	450	650	2,700
妊婦 (付加量)				+0	+0	—
初期				+0	+0	—
中期				+0	+0	—
末期				+60	+80	—
授乳婦 (付加量)				+300	+450	—

(注) μgRE レチノールの量、β-カロテンの量を十二で除して得た量、α-カロテンの量を二十四で除して得た量、β-カロテン+α-カロテンの量を二十四で除して得た量、β-カロテンの量を二十四で除して得た量及びこれら以外のプロビタミン・カロチノイドの量を二十四で除して得た量を合計した量
 ※1 プロビタミン・カロチノイドを含む。
 ※2 プロビタミン・カロチノイドを含まない。
 別表第九 ビタミンDの食事摂取基準 (μg/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性		女性	
	目安量	耐容上限量	目安量	耐容上限量
0～5 (月)	2.5(5.0)※	25	2.5(5.0)※	25
6～11 (月)	5.0(5.0)※	25	5.0(5.0)※	25
1～2 (歳)	2.5	25	2.5	25
3～5 (歳)	2.5	30	2.5	30
6～7 (歳)	2.5	30	2.5	30
8～9 (歳)	3.0	35	3.0	35
10～11 (歳)	3.5	35	3.5	35
12～14 (歳)	3.5	45	3.5	45
15～17 (歳)	4.5	50	4.5	50
18～29 (歳)	5.5	50	5.5	50
30～49 (歳)	5.5	50	5.5	50
50～69 (歳)	5.5	50	5.5	50
70以上 (歳)	5.5	50	5.5	50
妊婦 (付加量)			+1.5	—
授乳婦 (付加量)			+2.5	—

※ 適度な日照を受ける環境にある乳児の目安量である。括弧内は、日照を受ける機会が少ない乳児の目安量である。
 別表第十 ビタミンEの食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性		女性	
	目安量	耐容上限量	目安量	耐容上限量
0～5 (月)	3.0	—	3.0	—
6～11 (月)	3.5	—	3.5	—
1～2 (歳)	3.5	150	3.5	150
3～5 (歳)	4.5	200	4.5	200
6～7 (歳)	5.0	300	5.0	300

性別	年齢等	男性	女性
8～9 (歳)	6.0	350	350
10～11 (歳)	6.5	450	450
12～14 (歳)	7.0	600	600
15～17 (歳)	8.0	750	650
18～29 (歳)	7.0	800	650
30～49 (歳)	7.0	900	700
50～69 (歳)	7.0	850	700
70以上 (歳)	7.0	750	650
妊婦 (付加量)		+0.0	—
授乳婦 (付加量)		+3.0	—

(注) α-トコフェロールについて算定したものである。α-トコフェロール以外のビタミンEを含む。

別表第十一 ビタミンKの食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性	女性
0～5 (月)	4	4	4
6～11 (月)	7	7	7
1～2 (歳)	25	25	25
3～5 (歳)	30	30	30
6～7 (歳)	40	40	40
8～9 (歳)	45	45	45
10～11 (歳)	55	55	55
12～14 (歳)	70	70	65
15～17 (歳)	80	80	60
18～29 (歳)	75	75	60
30～49 (歳)	75	75	65
50～69 (歳)	75	75	65
70以上 (歳)	75	75	65
妊婦 (付加量)		+0	+0
授乳婦 (付加量)		+0	+0

別表第十二 ビタミンB₁の食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性	女性
0～5 (月)	—	—	0.1
6～11 (月)	—	—	—
1～2 (歳)	0.5	0.5	0.4
3～5 (歳)	0.6	0.7	0.6
6～7 (歳)	0.7	0.8	0.7
8～9 (歳)	0.8	1.0	0.8
10～11 (歳)	1.0	1.2	0.9
12～14 (歳)	1.1	1.4	1.0
15～17 (歳)	1.2	1.5	1.0
18～29 (歳)	1.2	1.4	0.9
30～49 (歳)	1.2	1.4	0.9
50～69 (歳)	1.1	1.3	0.9
70以上 (歳)	1.0	1.2	0.8
妊婦 (付加量)			
授乳婦 (付加量)			

(注) 別表第二の身体活動レベル普通(II)の推定エネルギー必要量を用いて算定したものである。

別表第十三 ビタミンB₂の食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性	女性
0～5 (月)	—	—	0.3
6～11 (月)	—	—	0.4
1～2 (歳)	0.5	0.6	0.5

別表第二の身体活動レベル普通(Ⅱ)の推定エネルギー必要量を用いて算定したものである。

別表第十四 ナイアミンの食事摂取基準 (mgNE/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性				女性			
		推定平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量※1	推定平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量※1
	0～5 (月) ※2	—	—	2	—	—	—	2	—
	6～11 (月)	—	—	3	—	—	—	3	—
	1～2 (歳)	5	6	—	60 (15)	4	5	—	60 (15)
	3～5 (歳)	6	7	—	80 (20)	6	7	—	80 (20)
	6～7 (歳)	7	9	—	100 (30)	7	8	—	100 (30)
	8～9 (歳)	9	10	—	150 (35)	8	10	—	150 (35)
	10～11 (歳)	11	13	—	200 (45)	10	12	—	150 (45)
	12～14 (歳)	12	14	—	250 (60)	11	13	—	250 (60)
	15～17 (歳)	13	16	—	300 (70)	11	13	—	250 (65)

3～5 (歳)	0.7	0.8	—	0.6	0.8	—
6～7 (歳)	0.8	0.9	—	0.7	0.9	—
8～9 (歳)	0.9	1.1	—	0.9	1.0	—
10～11 (歳)	1.1	1.4	—	1.0	1.2	—
12～14 (歳)	1.3	1.5	—	1.1	1.4	—
15～17 (歳)	1.4	1.7	—	1.1	1.4	—
18～29 (歳)	1.3	1.6	—	1.0	1.2	—
30～49 (歳)	1.3	1.6	—	1.0	1.2	—
50～69 (歳)	1.2	1.5	—	1.0	1.2	—
70以上 (歳)	1.1	1.3	—	0.9	1.0	—
妊婦 (付加量)	初期					
	中期					
	末期					
授乳婦 (付加量)						—
						+0.3
						+0.4

別表第二の身体活動レベル普通(Ⅱ)の推定エネルギー必要量を用いて算定したものである。

2 mgNE. ニコチンアミドの量、ニコチン酸の量及びトリプトファンを六十で除して得た量を合計した量

※1 ニコチンアミドについて算定したものである。括弧内は、ニコチン酸について算定したものである。

※2 単位: mg/日

別表第十五 ビタミンB₆の食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性				女性			
		推定平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量※1	推定平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量※1
	0～5 (月)	—	—	0.2	—	—	—	0.2	—
	6～11 (月)	—	—	0.3	—	—	—	0.3	—
	1～2 (歳)	0.4	0.5	—	10	0.4	0.5	—	10
	3～5 (歳)	0.5	0.6	—	15	0.5	0.6	—	15
	6～7 (歳)	0.7	0.8	—	20	0.6	0.7	—	20
	8～9 (歳)	0.8	0.9	—	25	0.8	0.9	—	25
	10～11 (歳)	0.9	1.0	—	30	0.9	1.0	—	30
	12～14 (歳)	1.0	1.3	—	40	1.0	1.3	—	40
	15～17 (歳)	1.1	1.4	—	50	1.0	1.3	—	45
	18～29 (歳)	1.1	1.4	—	55	1.0	1.1	—	45
	30～49 (歳)	1.1	1.4	—	60	1.0	1.1	—	45
	50～69 (歳)	1.1	1.4	—	55	1.0	1.1	—	45
	70以上 (歳)	1.1	1.4	—	50	1.0	1.1	—	40
妊婦 (付加量)						+0.7	+0.8	—	—
授乳婦 (付加量)						+0.3	+0.3	—	—

別表第三の推奨量を用いて算定したものである。

※ ビリドキソンの量

別表第十六 ビタミンB₁₂の食事摂取基準 (μg/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性			女性		
	推定平均 必要量	推奨量	目安量	推定平均 必要量	推奨量	目安量
0～5 (月)	—	—	0.4	—	—	0.4
6～11 (月)	—	—	0.6	—	—	0.6
1～2 (歳)	0.8	0.9	—	0.8	0.9	—
3～5 (歳)	0.9	1.1	—	0.9	1.1	—
6～7 (歳)	1.1	1.4	—	1.1	1.4	—
8～9 (歳)	1.3	1.6	—	1.3	1.6	—
10～11 (歳)	1.6	1.9	—	1.6	1.9	—
12～14 (歳)	2.0	2.4	—	2.0	2.4	—
15～17 (歳)	2.0	2.4	—	2.0	2.4	—
18～29 (歳)	2.0	2.4	—	2.0	2.4	—
30～49 (歳)	2.0	2.4	—	2.0	2.4	—
50～69 (歳)	2.0	2.4	—	2.0	2.4	—
70以上 (歳)	2.0	2.4	—	2.0	2.4	—
妊婦 (付加量)				+0.3	+0.4	—
授乳婦 (付加量)				+0.7	+0.8	—

別表第十七 葉酸の食事摂取基準 (μg/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性			女性		
	推定平均 必要量	推奨量	目安量	推定平均 必要量	推奨量	目安量
0～5 (月)	—	—	40	—	—	40
6～11 (月)	—	—	65	—	—	65
1～2 (歳)	80	100	—	80	100	—
3～5 (歳)	90	110	—	90	110	—
6～7 (歳)	110	140	—	110	140	—
8～9 (歳)	130	160	—	130	160	—
10～11 (歳)	160	190	—	160	190	—
12～14 (歳)	200	240	—	200	240	—

15～17 (歳)	200	240	—	1,300	200	240	—	1,300
18～29 (歳)	200	240	—	1,300	200	240	—	1,300
30～49 (歳)	200	240	—	1,400	200	240	—	1,400
50～69 (歳)	200	240	—	1,400	200	240	—	1,400
70以上 (歳)	200	240	—	1,300	200	240	—	1,300
妊婦 (付加量)				+200	+240	—	—	—
授乳婦 (付加量)				+80	+100	—	—	—

② 妊娠を計画している又は妊娠の可能性がある女性にあつては、胎児の神経管閉鎖障害のリスクの低減のために、フテロイルモノグルタミン酸として、1日当たり400マイクログラムを付加的に摂取することが望まれる。

※ フテロイルモノグルタミン酸の量 (通常の食品以外からの摂取量)

別表第十八 バントデリン酸の食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性		女性	
	目安量		目安量	
0～5 (月)	4		4	
6～11 (月)	5		5	
1～2 (歳)	3		3	
3～5 (歳)	4		4	
6～7 (歳)	5		5	
8～9 (歳)	6		5	
10～11 (歳)	7		6	
12～14 (歳)	7		6	
15～17 (歳)	7		5	
18～29 (歳)	5		5	
30～49 (歳)	5		5	
50～69 (歳)	6		5	
70以上 (歳)	6		5	
妊婦 (付加量)			+1	
授乳婦 (付加量)			+1	

別表第十九 ビオチンの食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性		女性	
	目安量	目安量	目安量	目安量
0～5 (月)	4		4	
6～11 (月)	10		10	
1～2 (歳)	20		20	
3～5 (歳)	25		25	
6～7 (歳)	30		30	
8～9 (歳)	35		35	
10～11 (歳)	40		40	
12～14 (歳)	50		50	
15～17 (歳)	50		50	
18～29 (歳)	50		50	
30～49 (歳)	50		50	
50～69 (歳)	50		50	
70以上 (歳)	50		50	
妊婦 (付加量)			+2	
授乳婦 (付加量)			+5	

別表第二十 ビタミンCの食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性			女性		
	推定平均 必要量	推奨量	目安量	推定平均 必要量	推奨量	目安量
0～5 (月)	—	—	40	—	—	40
6～11 (月)	—	—	40	—	—	40
1～2 (歳)	35	40	—	35	40	—
3～5 (歳)	40	45	—	40	45	—
6～7 (歳)	45	55	—	45	55	—
8～9 (歳)	55	65	—	55	65	—
10～11 (歳)	65	80	—	65	80	—
12～14 (歳)	85	100	—	85	100	—
15～17 (歳)	85	100	—	85	100	—

18～29 (歳)	85	100	—	85	100	—
30～49 (歳)	85	100	—	85	100	—
50～69 (歳)	85	100	—	85	100	—
70以上 (歳)	85	100	—	85	100	—
妊婦 (付加量)				+10	+10	—
授乳婦 (付加量)				+40	+50	—

別表第二十一 カリウムの食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性		女性			
	目安量	目標量	目安量	目標量	目標量	目標量
0～5 (月)	400	—	400	—	—	—
6～11 (月)	700	—	700	—	—	—
1～2 (歳)	900	—	800	—	—	—
3～5 (歳)	1,000	—	1,000	—	—	—
6～7 (歳)	1,300	—	1,200	—	—	—
8～9 (歳)	1,500	—	1,400	—	—	—
10～11 (歳)	1,900	—	1,700	—	—	—
12～14 (歳)	2,300	—	2,100	—	—	—
15～17 (歳)	2,700	—	2,000	—	—	—
18～29 (歳)	2,500	2,800	2,000	2,700	—	—
30～49 (歳)	2,500	2,900	2,000	2,800	—	—
50～69 (歳)	2,500	3,000	2,000	3,000	—	—
70以上 (歳)	2,500	3,000	2,000	2,900	—	—
妊婦 (付加量)			+0	—	—	—
授乳婦 (付加量)			+400	—	—	—

別表第二十二 カルシウムの食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別 年齢等	男性			女性			
	推定平均 必要量	推奨量	目安量	推定平均 必要量	推奨量	目安量	推奨量
0～5 (月)	—	—	200	—	—	200	—
6～11 (月)	—	—	250	—	—	250	—

1～2 (歳)	350	400	—	—	350	400	—	—
3～5 (歳)	500	600	—	—	450	550	—	—
6～7 (歳)	500	600	—	—	450	550	—	—
8～9 (歳)	550	650	—	—	600	750	—	—
10～11 (歳)	600	700	—	—	600	700	—	—
12～14 (歳)	800	1,000	—	—	650	800	—	—
15～17 (歳)	650	800	—	—	550	650	—	—
18～29 (歳)	650	800	—	2,300	550	650	—	2,300
30～49 (歳)	550	650	—	2,300	550	650	—	2,300
50～69 (歳)	600	700	—	2,300	550	650	—	2,300
70以上 (歳)	600	700	—	2,300	500	600	—	2,300
妊婦 (付加量)					+0	+0	—	—
授乳婦 (付加量)					+0	+0	—	—

別表第二十三 マグネシウムの食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性			女性		
		推奨平均 必要量	推奨量	目安量	推奨平均 必要量	推奨量	目安量
	0～5 (月)	—	—	20	—	—	20
	6～11 (月)	—	—	60	—	—	60
	1～2 (歳)	60	70	—	60	70	—
	3～5 (歳)	80	100	—	80	100	—
	6～7 (歳)	110	130	—	110	130	—
	8～9 (歳)	140	170	—	140	160	—
	10～11 (歳)	180	210	—	170	210	—
	12～14 (歳)	240	290	—	230	280	—
	15～17 (歳)	290	350	—	250	300	—
	18～29 (歳)	280	340	—	230	270	—
	30～49 (歳)	310	370	—	240	290	—
	50～69 (歳)	290	350	—	240	290	—

70以上 (歳)	270	320	—	220	260	—
妊婦 (付加量)				+30	+40	—
授乳婦 (付加量)				+0	+0	—

(注) 通常の食品から摂取する場合には、耐容上限量は設定しない。通常の食品以外から摂取する場合については、8歳未満の者にあつては体重1キログラム当たり1日5ミリグラムを、8歳以上の者にあつては1日当たり350ミリグラムを、それぞれ耐容上限量とする。

別表第二十四 リンの食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性		女性	
		目安量	耐容上限量	目安量	耐容上限量
	0～5 (月)	120	—	120	—
	6～11 (月)	260	—	260	—
	1～2 (歳)	600	—	600	—
	3～5 (歳)	800	—	700	—
	6～7 (歳)	900	—	900	—
	8～9 (歳)	1,100	—	1,000	—
	10～11 (歳)	1,200	—	1,100	—
	12～14 (歳)	1,200	—	1,100	—
	15～17 (歳)	1,200	—	1,000	—
	18～29 (歳)	1,000	3,000	900	3,000
	30～49 (歳)	1,000	3,000	900	3,000
	50～69 (歳)	1,000	3,000	900	3,000
	70以上 (歳)	1,000	3,000	900	3,000
	妊婦 (付加量)			+0	—
	授乳婦 (付加量)			+0	—

別表第二十五 鉄の食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性			女性			
		推奨平均 必要量	推奨量	目安量	月経なし 耐容上限 量	月経あり 推奨平均 必要量	月経あり 目安量	耐容上限 量
	0～5 (月)	—	—	0.5	—	—	—	0.5
	6～11 (月)	3.5	5.0	—	3.5	4.5	—	—

1～2 (歳)	3.0	4.0	—	25	3.0	4.5	—	—	—	20
3～5 (歳)	4.0	5.5	—	25	4.0	5.5	—	—	—	25
6～7 (歳)	4.5	6.5	—	30	4.5	6.5	—	—	—	30
8～9 (歳)	6.0	8.5	—	35	5.5	8.0	—	—	—	35
10～11 (歳)	7.0	10.0	—	35	6.5	9.5	9.5	13.5	—	35
12～14 (歳)	8.0	11.0	—	50	7.0	10.0	10.0	14.0	—	45
15～17 (歳)	8.0	9.5	—	45	5.5	7.0	8.5	10.5	—	40
18～29 (歳)	6.0	7.0	—	50	5.0	6.0	8.5	10.5	—	40
30～49 (歳)	6.5	7.5	—	55	5.5	6.5	9.0	11.0	—	40
50～69 (歳)	6.0	7.5	—	50	5.5	6.5	9.0	11.0	—	45
70以上 (歳)	6.0	7.0	—	50	5.0	6.0	—	—	—	40
妊婦 (付加量)										
初期										
中期・末期										
授乳婦 (付加量)										
					+2.0	+2.5	—	—	—	—
					+12.5	+15.0	—	—	—	—
					+2.0	+2.5	—	—	—	—

④ 過多月経 (月経出血量が1回当たり80ミリリットル以上) の者を除く。

別表第二十六 亜鉛の食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別	男性				女性			
	推奨平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量	推奨平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量
年齢等								
0～5 (月)	—	—	2	—	—	—	2	—
6～11 (月)	—	—	3	—	—	—	3	—
1～2 (歳)	4	5	—	—	4	5	—	—
3～5 (歳)	5	6	—	—	5	6	—	—
6～7 (歳)	6	7	—	—	6	7	—	—
8～9 (歳)	7	8	—	—	7	8	—	—
10～11 (歳)	8	10	—	—	8	10	—	—
12～14 (歳)	9	11	—	—	8	9	—	—
15～17 (歳)	11	13	—	—	7	9	—	—
18～29 (歳)	10	12	—	40	7	9	—	35

30～49 (歳)	10	12	—	45	8	9	—	35
50～69 (歳)	10	12	—	45	8	9	—	35
70以上 (歳)	9	11	—	40	7	9	—	30
妊婦 (付加量)								
授乳婦 (付加量)								
					+1	+2	—	—
					+3	+3	—	—

別表第二十七 銅の食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別	男性				女性			
	推奨平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量	推奨平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量
年齢等								
0～5 (月)	—	—	0.3	—	—	—	0.3	—
6～11 (月)	—	—	0.3	—	—	—	0.3	—
1～2 (歳)	0.2	0.3	—	—	0.2	0.3	—	—
3～5 (歳)	0.3	0.3	—	—	0.3	0.3	—	—
6～7 (歳)	0.3	0.4	—	—	0.3	0.4	—	—
8～9 (歳)	0.4	0.5	—	—	0.4	0.5	—	—
10～11 (歳)	0.5	0.6	—	—	0.5	0.6	—	—
12～14 (歳)	0.6	0.8	—	—	0.6	0.8	—	—
15～17 (歳)	0.7	0.9	—	—	0.6	0.7	—	—
18～29 (歳)	0.7	0.9	—	10	0.6	0.7	—	10
30～49 (歳)	0.7	0.9	—	10	0.6	0.7	—	10
50～69 (歳)	0.7	0.9	—	10	0.6	0.7	—	10
70以上 (歳)	0.6	0.8	—	10	0.5	0.7	—	10
妊婦 (付加量)								
授乳婦 (付加量)								
					+0.1	+0.1	—	—
					+0.5	+0.6	—	—

別表第二十八 マンガンの食事摂取基準 (mg/日) (第五条関係)

性別	男性		女性	
	目安量	耐容上限量	目安量	耐容上限量
年齢等				
0～5 (月)	0.01	—	0.01	—
6～11 (月)	0.5	—	0.5	—

別表第二十九 ヨウ素の食事摂取基準 (μg/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性				女性			
		推定平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量	推定平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量
	1～2 (歳)	1.5	—	—	—	1.5	—	—	—
	3～5 (歳)	1.5	—	—	—	1.5	—	—	—
	6～7 (歳)	2.0	—	—	—	2.0	—	—	—
	8～9 (歳)	2.5	—	—	—	2.5	—	—	—
	10～11 (歳)	3.0	—	—	—	3.0	—	—	—
	12～14 (歳)	4.0	—	—	—	3.5	—	—	—
	15～17 (歳)	4.5	—	—	—	3.5	—	—	—
	18～29 (歳)	4.0	—	—	—	3.5	—	—	—
	30～49 (歳)	4.0	—	—	—	3.5	—	—	—
	50～69 (歳)	4.0	—	—	—	3.5	—	—	—
	70以上 (歳)	4.0	—	—	—	3.5	—	—	—
妊婦 (付加量)									
授乳婦 (付加量)									

別表第三十 セレンの食事摂取基準 (μg/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性				女性			
		推定平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量	推定平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 量
	0～5 (月)	—	—	15	—	—	—	15	—
	6～11 (月)	—	—	15	—	—	—	15	—
	1～2 (歳)	10	10	—	50	10	10	—	50
	3～5 (歳)	10	15	—	70	10	15	—	70
	6～7 (歳)	15	15	—	100	15	15	—	100
	8～9 (歳)	15	20	—	120	15	20	—	120
	10～11 (歳)	20	25	—	160	20	20	—	150
	12～14 (歳)	25	30	—	210	20	25	—	200
	15～17 (歳)	25	35	—	260	20	25	—	220
	18～29 (歳)	25	30	—	280	20	25	—	220
	30～49 (歳)	25	30	—	300	20	25	—	230
	50～69 (歳)	25	30	—	280	20	25	—	230
	70以上 (歳)	25	30	—	260	20	25	—	210
妊婦 (付加量)						+5	+5	—	—
授乳婦 (付加量)						+15	+20	—	—

別表第三十一 クロムの食事摂取基準 (μg/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性			女性		
		推定平均 必要量	推奨量	目安量	推定平均 必要量	推奨量	目安量
	0～5 (月)	—	—	0.8	—	—	0.8
	6～11 (月)	—	—	1.0	—	—	1.0
	1～2 (歳)	—	—	—	—	—	—
	3～5 (歳)	—	—	—	—	—	—
	6～7 (歳)	—	—	—	—	—	—
	8～9 (歳)	—	—	—	—	—	—
	10～11 (歳)	—	—	—	—	—	—

性別	年齢等	男性				女性			
		推奨平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 必要量	推奨平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 必要量
	12～14 (歳)	—	—	—	—	—	—	—	—
	15～17 (歳)	—	—	—	—	—	—	—	—
	18～29 (歳)	35	40	—	—	25	30	—	—
	30～49 (歳)	35	40	—	—	25	30	—	—
	50～69 (歳)	30	40	—	—	25	30	—	—
	70以上 (歳)	30	35	—	—	20	25	—	—
	妊婦 (付加量)								
	授乳婦 (付加量)								

(注) 別表第二の身体活動レベル普通(Ⅱ)の推定エネルギー必要量を用いて算定したものである。
別表第三十二 モリナデンの食事摂取基準 (μg/日) (第五条関係)

性別	年齢等	男性				女性			
		推奨平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 必要量	推奨平均 必要量	推奨量	目安量	耐容上限 必要量
	0～5 (月)	—	—	2	—	—	—	2	—
	6～11 (月)	—	—	3	—	—	—	3	—
	1～2 (歳)	—	—	—	—	—	—	—	—
	3～5 (歳)	—	—	—	—	—	—	—	—
	6～7 (歳)	—	—	—	—	—	—	—	—
	8～9 (歳)	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～11 (歳)	—	—	—	—	—	—	—	—
	12～14 (歳)	—	—	—	—	—	—	—	—
	15～17 (歳)	—	—	—	—	—	—	—	—
	18～29 (歳)	20	25	—	550	20	20	—	450
	30～49 (歳)	25	30	—	600	20	25	—	500
	50～69 (歳)	20	25	—	600	20	25	—	500
	70以上 (歳)	20	25	—	550	20	20	—	450
	妊婦 (付加量)								
	授乳婦 (付加量)								

別表第三十三 脂質の食事摂取基準 (%エネルギー) (第五条関係)

性別	年齢等	男性		女性	
		目安量	目標量	目安量	目標量
	0～5 (月)	50	—	50	—
	6～11 (月)	40	—	40	—
	1～2 (歳)	—	20以上30未満	—	20以上30未満
	3～5 (歳)	—	20以上30未満	—	20以上30未満
	6～7 (歳)	—	20以上30未満	—	20以上30未満
	8～9 (歳)	—	20以上30未満	—	20以上30未満
	10～11 (歳)	—	20以上30未満	—	20以上30未満
	12～14 (歳)	—	20以上30未満	—	20以上30未満
	15～17 (歳)	—	20以上30未満	—	20以上30未満
	18～29 (歳)	—	20以上30未満	—	20以上30未満
	30～49 (歳)	—	20以上25未満	—	20以上25未満
	50～69 (歳)	—	20以上25未満	—	20以上25未満
	70以上 (歳)	—	20以上25未満	—	20以上25未満
	妊婦 (付加量)				
	授乳婦 (付加量)				

(注) 脂質の総エネルギーに占める割合 (エネルギー比率) として算定したものである。
別表第三十四 飽和脂肪酸の食事摂取基準 (%エネルギー) (第五条関係)

性別	年齢等	男性		女性	
		目安量	目標量	目安量	目標量
	0～5 (月)	—	—	—	—
	6～11 (月)	—	—	—	—
	1～2 (歳)	—	—	—	—
	3～5 (歳)	—	—	—	—
	6～7 (歳)	—	—	—	—
	8～9 (歳)	—	—	—	—
	10～11 (歳)	—	—	—	—
	12～14 (歳)	—	—	—	—

(2) 飽和脂肪酸の総エネルギーに占める割合（エネルギー比率）として規定したものである。

別表第三十五 コレスチロールの食事摂取基準（mg/日）（第五条関係）

性別	男性	女性
15～17（歳）	—	—
18～29（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
30～49（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
50～69（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
70以上（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
妊婦（付加量）	—	—
授乳婦（付加量）	—	—

性別	男性	女性
年齢等	目標量	目標量
0～5（月）	—	—
6～11（月）	—	—
1～2（歳）	—	—
3～5（歳）	—	—
6～7（歳）	—	—
8～9（歳）	—	—
10～11（歳）	—	—
12～14（歳）	—	—
15～17（歳）	—	—
18～29（歳）	750未満	600未満
30～49（歳）	750未満	600未満
50～69（歳）	750未満	600未満
70以上（歳）	750未満	600未満
妊婦（付加量）	—	—
授乳婦（付加量）	—	—

別表第三十六 ナトリウムの食事摂取基準（mg/日）（第五条関係）

性別	男性	女性
年齢等	推定平均 必要量	推定平均 必要量
0～5（月）	—	—
6～11（月）	100(0.3)	100(0.3)
1～2（歳）	600(1.5)	600(1.5)
3～5（歳）	—	—
6～7（歳）	—	—
8～9（歳）	—	—
10～11（歳）	—	—
12～14（歳）	—	—
15～17（歳）	—	—
18～29（歳）	600(1.5)	600(1.5)
30～49（歳）	600(1.5)	600(1.5)
50～69（歳）	600(1.5)	600(1.5)
70以上（歳）	600(1.5)	600(1.5)
妊婦（付加量）	—	—
授乳婦（付加量）	—	—

(2) 妊娠中は、食塩相当量（g/日）である。

○厚生労働省告示第八十七号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十二年四月一日から同年六月三十日まで期間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日

厚生労働大臣 長妻 昭

- 一 常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものとする）に拠る率
- 二 常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものとする）に拠る率
- 三 日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に拠る率

別表第三十三に掲げる率